

かすみがうら市議会議会運営委員会会議録

---

令和6年10月16日 午前 3時25分 開 議

---

出席委員

|      |      |
|------|------|
| 委員長  | 矢口龍人 |
| 副委員長 | 佐藤文雄 |
| 委員   | 岡崎勉  |
| 委員   | 小倉博  |
| 委員   | 久松公生 |
| 委員   | 櫻井健一 |

---

欠席委員

なし

---

委員外委員

|     |       |
|-----|-------|
| 議長  | 小座野定信 |
| 副議長 | 櫻井繁行  |

---

出席説明者

なし

---

出席書記名

|           |      |
|-----------|------|
| 議会事務局長    | 金子俊文 |
| 議会総務課長    | 谷中博文 |
| 議会総務課課長補佐 | 鴻巣智子 |

---

## 議 事 日 程

令和6年10月16日（水曜日）午後 3時25分 開 会

1. 開 会
2. 議長あいさつ
3. 事 件
  - (1) 令和6年第4回定例会の運営について
    - ・一般質問の日程を含む会期日程について
    - ・議会選出による監査委員について
4. 諮問に対する答申（案）について
5. そ の 他
6. 閉 会

---

開 議 午後 3時25分

○矢口龍人委員長

それでは、時間前でございますが、出席者は全員そろっておりますので、委員会を始めたいと思っております。

ただいまの出席委員は5名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから議会運営委員会を開きます。

初めに、小座野議長からごあいさつをお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

改めまして大変ご苦労さまでございます。

開会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご苦労さまでございます。

本日は、10月9日に貴委員会に諮問させていただきました令和6年第4回定例会の運営につきましてご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

本日は、一般質問の日程を含む会期日程につきまして、貴委員会のご意見等を賜りたいと思っております。

また、議会選出による監査委員の状況につきましても調査いたしました。詳細につきましては議会事務局長から説明させますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○矢口龍人委員長

ありがとうございました。

次に、書記を指名いたします。

議会事務局議会総務課、鴻巣補佐を指名いたします。

本日の日程は、会議式次第のとおりでございます。

それでは、早速、本日の日程事項に入ります。

---

○矢口龍人委員長

本日の事件は、（1）令和6年第4回定例会の運営についてであります。

初めに、先ほど議長から申出のありました一般質問の日程を含む会期日程についてを議題といたしま

す。

事務局から説明を願います。

○議会事務局長（金子俊文君）

ご苦労さまでございます。

それでは、一般質問の日程を含む会期日程についてご説明をさせていただきます。

令和6年第3回定例会、9月議会につきましては、試行的に開会后、議案審査特別委員会、また決算審査特別委員会等の委員会審議を先に実施し、一般質問を後半に行うという日程で実施したところでございます。

これらを踏まえまして、定例会終了後に改めて議事日程について検討いただくということでございましたので、今回ご審議いただくものでございます。

12月議会、令和6年第4回定例会について日程案を作成させていただきましたので、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。

（案）というようにことで、こちらは6月議会まで実施していた内容で、開会してすぐに一般質問を行い、後半に委員会審議を行うというものでございます。こちらにつきましては、県南10市で取手市、牛久市、つくば市、稲敷市でこの内容で実施してございます。

続いて、3ページをお願いいたします。

（A）案ということで、こちらは9月議会で試行的に行った内容でございます。先に委員会審議を行い、後半に一般質問を行うというものでございます。県南10市では守谷市とつくばみらい市がこのような形で行っております。

続いて、5ページをお願いいたします。

（B）案ということで、こちらにつきましては、開会して4日ほど休会として、一般質問を行い、後半に委員会審議を行うものでございます。こちらにつきましては、県南10市で土浦市、石岡市、龍ヶ崎市がこちらで行っております。

A案、B案のいずれにつきましても一般質問の日程が遅くなりますので、一般質問の受付開始日及び議会運営委員会につきましても、黄色で示してございますが、一週間遅い日程としているところでございます。

説明については以上でございます。ご審議をお願いいたします。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。ご意見ございますか。

○佐藤文雄副委員長

A案がいいか、B案がいいかということなんですか。

○矢口龍人委員長

前のまま。

○佐藤文雄副委員長

前のまま。3案あるんですか。

○矢口龍人委員長

前回のA案です。C案というものは、C案とA案って同じだね。要するにB案と最初の案が同じ

だよね。

[「流れは同じですね」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

要するに一般質問を後にするか、先にするかという部分なんですよね。先ほど事務局長からお話あったように、結局一般質問の通告の受付が1週間遅らせられると。また、もちろん議運も1週間遅らせられるということなんで、一番リアルな部分で質問ができるというのがメリットかなと思うんですよね。それが一番今回の目的というのはそこだったと思いますけれども。

○櫻井健一委員

前回やって、1回しかやってないということですので、まだ一般質問で経験されてない方もいらっしゃると思いますし、定着させるか、させないかというのを検証するに当たっても、もう少し前回のA案でやってみたらどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○佐藤文雄副委員長

委員会先ね。

○矢口龍人委員長

前回A案でやって、今の櫻井健一委員の話だと、もう少し試験してみたらというお話かなと思うんですけれども、前回やったものに対して何かデメリットというか、都合が悪い部分が見ついたところがあれば、逆にそういうものを今回この委員会でお話いただいて、改善できるところは改善するのがいいかなと思った部分で、できればそんなに大きな問題じゃないので、定着させていければ、同じこういう議論を議会運営委員会の中で何度もやるような内容ではないなというふうには思いますので、できれば定着させるのであれば、ここで審議いただいて、定着させていただければいいかなというふうに思っています。もし不都合があるのであれば、また元に戻すということもできないことじゃないんで、何度もお話することかなというなのもあるんで。

○佐藤文雄副委員長

前、これ議長の発案だったよね。私、欠席しちゃったものですから、すみません。やっぱり議案質疑を先にしないと、一般質問に執行部が時間が取られて、一般質問、議案質疑がおろそかになってしまうんじゃないかというような意見があったのかなと思うんですが、最初に議長が出した案というこの発想そのもの、ご意見をちょっと聞かせていただけますか。

○議長（小座野定信君）

議会開会で一般質問で、一般質問終わったところで議案審議になるわけですね。先ほど櫻井健一委員からあったように、感情的なものですけれども、一般質問で答えたやつに対して、今度議案審議、うまくちょっと言えないんですけれども、そのまま一般質問でも途中から質問内容を変えるわけにはいかないと思うんですけれども、議案審議の後の一般質問のほうが新しい数字とか新しい情報で、審議できるかなというふうな思いもあります。

○佐藤文雄副委員長

簡単に言うと、審議をやった上だと、今言った新しい情報、一番最新の情報で例えば一般質問する人がその情報をうまく活用できると、一般質問でというようなことですかね。

○櫻井健一委員

一般質問するとき、執行部とのすり合わせの期間をあまりぎりぎりまでやらないほうがいいよというようなお話があったと思うんですけれども、ちょっと皆さんがどういうふうに執行部とのやり取りを何回ぐらいやるのかというのは、それぞれに違うのかなとは思いますが、そこはその課の担当

によって早く返してくれるところもあれば、早く返してくれればそれだけ何回か打合せができるということなんでしょうけれども、その設けた期限というところが議案審査の後のぎりぎりまでにというところではなかったと思いましたので、適当なことというか、根拠のないような発言というのは向こうで避けているようなことはあったかなという印象はありまして、今の段階では言えないというような情報がなくて一般質問できて、すごく何かすっとちゃんとしゃべれた感じが私はしたんですけれども、その点においては今回の一般質問のタイミングがよかったのかなというふうに自分は感じまして、私は今回一般質問したので、いいふうに感じておりますので、もう一度この形がいいかなと思っています。

○議長（小座野定信君）

委員長、ちょっといいですか、付け加えて。

前回の議会の一般質問のすり合わせにつきまして、ある議員によっては質問の当日の朝まで執行部と調整をするような議員もいたようなんですね。それが非常に執行部も事務局も困ってしまっていて、とにかく担当部長と議員と打合せして、それを市長まで届けるのにも時間がかかると。当日の朝まで電話でしかもやられちゃうと、すごく市長とのやり取りもできる時間がないという申出があったもので、1週間前で終わりというふうに、一般質問の1週間前にはもうあと土曜日、日曜日、祝日、5時以降、8時半から5時までの間の質問はオーケーだが、定時を過ぎた後のやり取りはなしだよというルールを私なりにお願いをして、ルールをつくったわけなんですけれども、やはり一般質問を後に持ってきて、議案審議をやるというのは、議案審議が3日なら3日で、開会のほうが1週間前で質問終わるんですよ。一般質問のもう1週間前には質問というか、打合せできなくなるわけですから、そこに議案審議を入れると、一般質問の後でと、議案審議の間もその質問というか、打合せできる期間にもなるわけですよ。だから、議員としても、質問する側としてもやはり開会中のほうが……整理が、つきやすいと思うし、自分で説明しない時間であれば、担当部長も課長も議員とのすり合わせができるかなというふうな、そういう感覚です。

○櫻井健一委員

議長がおっしゃられた前回の提案で、ぎりぎりまでのすり合わせはやめてほしいというようなことを全員協議会でもお話ししていただいたと思うんですけれども、今回に当たっては、そこは改善されたんでしょうか。ちょっとその内容というか、教えていただいて。

○議長（小座野定信君）

すみません、まだ執行部には確認してませんが、多分それから私の耳には届いてません。ぎりぎりまでやってまいったということは、もう一度執行部のほうと開会前に確認しておきます。

○櫻井健一委員

今、議長の説明にあった一般質問を担当部署に投げてから、その返答を1回市長に見てもらって、それが議場に流れるというシステムが、私なんかは分からなかったシステムなんですけれども、一般質問するに当たって、そういうことだからぎりぎりはやめてほしいみたいなことを再確認じゃないですけども、中の各議員への周知というのは必要なのかなというのを今ちょっと感じたもので、それが分かっていたら、ああ、ここのタイミングで言っちゃうと支障を来すというのが分かれば、何か改められるのかなというふうに感じておりますので、何とかのタイミングで教えていただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

分かりました。執行部、事務局と打合せをしまして、ガルーンでそういう情報を流したりとか、あと、先ほど言った1週間前までのルールと、そういったものをガルーンで一度各議員に流してもらおうということにいたします。

○副議長（櫻井繁行君）

議長がおっしゃるように、職員の負担軽減にもつながるし、今回いいことだと思うんですけども、基本的に皆さん一般質問各議員、私なんかもそうですが、事前に準備して、もう3日前ぐらいには全部終わっているし、1回目の質問なんかは通告してすぐ答弁書もらって、メールのやり取りでとか、ある程度迅速にもう済んでいると思うんですけども、そうはいつでも一般質問って全て答弁調整してやるばかりじゃないじゃないですか、正直言うと。今70分の時間というのは、やはり議員に与えられた権利のところもあるので、やはり関連してがちなことももちろんぶつけることもあるでしょうし、だから、何となく書き方の問題だと思うんですよね。市長が目を通したものじゃなきゃ一般質問できないのかというと、またそれは本末転倒な気がしますし、通告に沿ってあくまでもルールにのっとって一般質問70分というのは、やはり議員に与えられている権利ですので、その辺のやっぱ書き方というのはあまり上から必ず答弁調整をして、市長が見たものが来るんだと。そうするとやっぱりちょっと考え方が、議長のおっしゃっていることは分かるんですけども、変に入り込まれても困るので、本当に必要だったらもう会議規則はつくるべきな気がしますし、何か事務局主体でつくっていただくのであれば、少し表現の仕方というか、その辺は少し考えて、正直言えば執行部に対しても、議員に対しても実り多い一般質問があれば一番いいわけですから、議長がやっぱり考えていらっしゃることでしょうから、その辺のところを少し誤解のないような表記でやっていただければ一番いいかなと思います。

[岡崎 勉委員入室]

○矢口龍人委員長

暫時休憩します。 [午後 3時43分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時51分]

それでは、ご意見等ございませんか。

[「じゃ、A案でね」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、お諮りをいたします。

第4回定例会でもA案を継続的に実施することとし、令和7年度以降にもA案の日程で定例会を進めることとすることによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、委員ご異議ないようですので、そのようにさせていただきます。

なお、ただいま決定いたしました会期日程案につきましては、本委員会終了後に各議員にお知らせいたしますので、申し添えさせていただきます。

次の議題に移ります。

次に、先ほど議長から申出がありました議会選出による監査委員についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

○議会事務局長（金子俊文君）

それでは、議会選出による監査委員についてご説明させていただきます。

タブレットのほうの1ページをお願いいたします。

監査委員につきましては、地方自治法では都道府県及び政令で定める市には4人、その他市町村は2人となっており、条例でその定数を増加することができるものとされてございます。

本市につきましては、条例で3人としており、うち1人を議会選出による監査委員としているところでございます。

2ページになりますが、4番、他自治体の状況でございますが、全国で議会選出による監査委員を廃止しているところは、5万人未満の自治体で、300のうち21自治体でございます。割合にしまして7%ほどでございます。県内につきましては、議会選出による監査委員を廃止しているのは牛久市のみで、ほかは全て議会選出の監査委員が入っているところでございます。

説明については以上でございます。

○矢口龍人委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきましてご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○議長（小座野定信君）

私、就任当時は議会の推薦の監査委員は要らないのではないかなという、そういうお言葉をいただいて、そういう形で動き出したんですが、執行部に隣の市町村の調査をお願いしたところ、今、局長からあったように、牛久市だけが監査委員を出してないと。やはり周りに倣うということでもないですけども、我が市としても議会の監査委員という役は必要かなというふうに思います。

来年2月に臨時議会で私も辞任をする予定でおりますけれども、そのときに当然監査委員の異動があると思います。そのときなんですけれども、やはりかすみがうら市の議会の場合、新人の議員さんが半数近くおられます。1期目、2期目の方が半数おられます。そういう中で、当選回数が多い方に予算の勉強をしるというのも失礼ですし、やはり当選回数の浅い1期生、2期生の方に監査委員をやっていたら、それで予算の面も勉強してもらおうということを考えているんですけども、そういうやり方でどうでしょうか。現在は岡崎前議長にやっていたらいいんですけども、当選回数の浅い方になってもらえるかなというふうに思います。

そこで、通例ですと元議長がやるというのが通例になっているようなんですけれども、私はそういうのご遠慮して、当選回数の浅い人を指名させてもらえればなというふうに考えております。よろしくをお願いします。

○矢口龍人委員長

何かありますか。

○岡崎 勉委員

分からないながらも監査委員をやっているんですけども、今の監査委員は数字だけの財政全体の問題でなくて、施設監査とか、施設監査というのは要するに耐用年数がどのくらいあって、建築基準に問題ないとか、そういう施設監査があったり、あるいは委託している、委託というか、一般の業者に任せておくところについてもその監査もあります。ちょっと監査前と考えたら、前は、今でも例月出納監査って数字だけなんですけれども、それと決算監査くらいなんですけれども、それ以外に結構監査は増えているのは事実です。だから、ある程度議員の方でもいろいろ分かっている、行政監査もありますんで、人事関係とか組織とか、見るんで、なかなか難しいことをやるんだなと思って、今私はやっているんですけども、そういう中で、やっぱりある程度の経験の、議会から出るとすればそういう人がいいんじゃないかなと私は思います。監査やる前に相当書類が来て、前もってやっぱり1日か2日勉強していかないと、なかなかついていけないんで、仕事としては大変ハードです。決算監査についてもそれぞれの部ごとに全部朝9時から5時までやるんで、そんなやつをみんな目を通さなくちゃならないので、非常に難しいというか大変だというふうに思います。

また、民間の方が今やっていますけれども、民間というか、一般の人がやっていますけれども、行政監査とかいろいろ見ると、議員からも、経験者からもやっぱり見たほうが良いような気がします。結構私、自分なりですけども、大変拘束される時間が多いので、大変だと思います。

以上です。

○矢口龍人委員長

ありがとうございます。

今、現職の監査委員のお話で、やはり議会からの監査委員を輩出するということが重要だというようなご意見でございます。その辺のところはいかがですか。このまま議会から選出を継続していくということによろしゅうございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

そのように決めさせていただいて、その今おっしゃったように、人選については、やはり今、小座野議長が言うのも確かに若い人にどんどん経験してもらおうというのも大事な仕事だけれども、ちょっと仕事の中身が重いというお話でございまして、経験不足の人にそんなお勉強させておくほどのかすみから市の財政から言ってもちょっと厳しいのかなというようなお話ね。今いいお話伺っていたと思っています。その辺も今後また議会運営委員会の中で研究しながらやっていくということで、一応今日の部分は継続して、議会から選出するというように決めさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

では、そのようにさせていただきます。

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。

ほかに何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

---

○矢口龍人委員長

次に、諮問に対する答申案についてを議題といたします。

答申案のデータをタブレット端末にお送りいたしますので、答申案をお目通し願いたいと思います。

暫時休憩します。 [午後 4時00分]

○矢口龍人委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時05分]

それでは、答申案につきましてお気づきの点がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○矢口龍人委員長

それでは、ご意見等もないようですので、ここでお諮りいたします。

本案のとおり議長に答申し、11月21日木曜日に開催されます全員協議会で報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

それでは、異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

---

○矢口龍人委員長

以上で本日の日程事項は全て終了いたしました。そのほか何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○矢口龍人委員長

では、ないようですので、以上で本日の議会運営委員会を散会いたします。

ご苦労さまでございました。

散 会 午後 4時07分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

議会運営委員会委員長 矢口龍人